

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1858号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別紙様式第1 （第6条関係） 住居届					別紙様式第1 （第6条関係） 住居届				
(略)					(略)				
任命権者 様	(略)			(略)	任命権者 様	(略)			(略)
	(略)	氏名				(略)	氏名		
(略)					(略)				
(略)					(略)				
別紙様式第2 （第7条関係） 住居手当認定簿					別紙様式第2 （第7条関係） 住居手当認定簿				
(略)					(略)				
(略)		(略)			(略)		(略)		
上記のとおり確認し、住居手当の月額を決定(改定)する。					上記のとおり確認し、住居手当の月額を決定(改定)する。				
年月日					年月日				
職					職				
氏名	<u>取扱者の確認</u>	(略)			氏名	<u>印</u>	<u>取扱者の認印</u>	(略)	
(略)					(略)				

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。